

令和6年7月30日
法務省矯正局

令和5年度における実地監査の結果について

1 監査対象施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）等の規定に基づき、次のとおり全施設を対象に実地監査を行った。

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第5条
刑事施設 74庁
- (2) 少年院法（平成26年法律第58号）第6条
少年院 38庁
- (3) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第5条
少年鑑別所 52庁（庁数には、分所を含む。）
- (4) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第20条
婦人補導院 1庁

2 重点監査事項

実地監査においては、以下の事項の対応状況を重点的に監査した。

- (1) 刑事施設、少年院及び少年鑑別所を対象とした監査事項
 - ア 被収容者に対する不適切な言動等の防止
 - イ 視察委員会への適切な対応
 - ウ 公文書管理と個人情報の漏えい等防止
 - エ 職員不祥事防止対策
 - オ パワー・ハラスメント防止対策の実施状況
 - カ 健康管理
 - キ 適正な有形力の行使
- (2) 刑事施設のみを対象とした監査事項
 - ア 不適正処遇の防止に係る措置
 - イ 火災事故の防止の徹底に係る点検実施状況
- (3) 少年院のみを対象とした監査事項
 - ア 少年法等の一部改正（令和4年4月1日施行）への対応
 - イ 規律及び秩序の維持
- (4) 少年鑑別所のみを対象とした監査事項

ア 規律及び秩序の維持

イ 少年簿の保管状況

3 実施結果の概要

(1) 刑事施設

ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の刑事施設において、年度における最初の視察委員会の会議において情報提供する内容が通達に定められた時点の情報より古いものを提供していた、被収容者と対応する際に装着するウェアラブルカメラの使用・使用状況等に不十分な点があった、一部の行政文書が指定されたものと異なる行政文書ファイルに編められていたなど公文書管理の方法に不十分な点があった等、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

(2) 少年院

ア 少年院法を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の少年院において、警備用具の検査が所定の頻度で行われていなかった、内規等の改正に一部不備があった等、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

(3) 少年鑑別所

ア 少年鑑別所法を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の少年鑑別所において、行政文書ファイルの保管方法に不備があった、保護室収容時の指揮者の指揮方法に改善すべき点が認められた、収容関係事務に関する書類の記録等が改正前の通達等で定められた様式を使用していた、職員の旅費支給に過誤があった等、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

(4) 婦人補導院

婦人補導院法を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。